平成２４年（フ）第９１２６号
東京都江戸川区篠崎町１丁目196―３―401
債務者　長野　太一
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２４４号
東京都世田谷区池尻２丁目37―17―302
債務者　衣川恵美子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３３３号
埼玉県越谷市大字袋山498―２
債務者　小高　勇嗣
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３６７号
東京都調布市深大寺南町５丁目43―１　相田コーポＢ―303
債務者　佐藤　良夫
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３９１号
東京都江戸川区東瑞江２丁目37　都住３―107
債務者　飯田ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４３２号
東京都八王子市堀之内２丁目29―１―501
債務者　渡邊　数馬
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８８号
北海道帯広市西十四条南14丁目７番地　サンメイクハイツ２号室
債務者　大久保信吾
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
静岡県浜松市中区細島町５番地の９　メゾンド　アドニス103号
債務者　山本　博思
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第８１号
愛知県岡崎市柱町字福部池２番地１　パークハウス羽根Ｃ―203、前住所愛知県岡崎市井田町字茨坪34番地660　パーシモンヒル202
破産者　金田　成人
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
愛知県岡崎市真伝町字供養坊18番地４　ブルーハイツ松橋101、前住所愛知県岡崎市舳越町字川端32番地
破産者　外川内秀光
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
愛知県西尾市米津町種木50番地　ユーエスピア西尾５Ｆ号室
破産者　新實　　修
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
愛知県刈谷市小垣江町泥障10番地７　マンション楓201号、前住所愛知県安城市古井町大久後38番地２　大和レジデンス安祥107
破産者　北川　房雄
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
愛知県岡崎市竜美東１丁目５番地９　本多アパート３、前住所愛知県岡崎市戸崎町字東山38番地７　ＢＥＬＩＳＴＡ岡崎戸崎202
破産者　八木美智子
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
愛知県岡崎市竜美東１丁目５番地９　本多アパート３、前住所愛知県岡崎市戸崎町字東山38番地７　ＢＥＬＩＳＴＡ岡崎戸崎202
破産者　八木　友香
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
滋賀県彦根市後三条町114番地34　ハイツ梅田101
破産者　辻　　敦子
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１９号
兵庫県明石市東野町1900番地の５　ジュリオ東野603号
破産者　西海佐登志
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２公団住宅30棟408号
破産者　伊東　英高（旧名洋一）
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県明石市魚住町中尾1026番地の５
破産者　石崎　　淳
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
兵庫県明石市魚住町中尾1026番地の５
破産者　石崎賀代子
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
兵庫県明石市貴崎４丁目14番14―102号、営業所所在地神戸市西区神出町宝勢字道南1463―１
破産者　明井商店こと　明井　利行
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係